

# 第10期 桂川町分別収集計画

(令和5年4月～10年3月)

令和4年7月

桂川町

# 第10期桂川町分別収集計画

令和4年7月4日

## 1 計画策定の意義

本町は、福岡県の中央部、筑豊地域の南端部に位置し、福岡市から東へ約25km、北九州市から南西へ約40km、筑豊の中心都市である飯塚市から南西へ約7kmの場所にあります。

町の面積は20.14km<sup>2</sup>で、筑豊盆地内にあり、丘陵地性の山に囲まれています。

交通面では、国道200号から町の西肩を縦走し、八木山バイパスや冷水トンネルにつながっており、北九州市や久留米市、鳥栖市経済圏を結ぶ大切な役割を果たす基幹産業道路として利用されています。

こうした立地条件の中、本町では「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念とし、「環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり」を目指して様々な事業に取り組んでいます。

特に、快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型廃棄物処理システムの形成が必要となっています。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場で、その役割を認識し、履行していくことが重要となっています。

循環型廃棄物処理については、3Rとして①廃棄物等の発生抑制(リデュース)、②廃棄物等の再利用(リユース)、③廃棄物等の再生利用(リサイクル)などを推進することで、環境負荷の低減を図ります。

本計画はこのような状況の中で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、三位一体となって取り組むべき方針を示したものです。

また、平成21年10月から本町が取り組んでいる資源ごみ回収事業による容器包装廃棄物の分別収集による効果の検証及びさらなる推進を図る方針も示したものです。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、基本的方向を次のとおり定めます。

- ・ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ・容器包装廃棄物の、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を基本とした地域づくり
- ・住民、民間団体、事業者、学校、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、社会情勢や経済動向の変異に留意して、3年後に見直しを行うものとします。

### 4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、分別収集の対象として法に定められている以下の9品目を本計画の対象とします。

**特定分別基準適合物**

- ①無色のガラス製容器
- ②茶色のガラス製容器
- ③その他のガラス製容器
- ④ペットボトル
- ⑤その他プラスチック製容器包装

**法第2条第6項に定める物**

- ⑥スチール缶
- ⑦アルミ缶
- ⑧段ボール
- ⑨紙パック

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
容器包装廃棄物	861t	855t	848t	841t	834t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たり、住民、事業者、再生処理業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。また、分別収集の継続にあたり、桂川町地区衛生組合連合会やリサイクル活動団体等によりごみの減量化及びリサイクル活動を推進します。

### ○教育、啓発活動の充実

学校等における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会など、様々な機会を活用し、身近な環境問題についての情報を提供し、認識を深めます。

### ○3Rの推進

ごみの排出抑制(リデュース)、分別排出再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の啓発を行う。特に排出抑制については、桂川町地区衛生組合連合会と協力し、コンポスト(生ごみ処理容器)のあっせんや電動生ごみ処理機の普及活動などを行い、適切な出し方に関する教育・啓発活動に積極的に取り組みます。

また、古紙やペットボトルなどの資源ごみは、リサイクル用収納ボックスでの回収を推進していきます。

### ○リサイクル活動団体への活動奨励金の交付によるごみ減量化の推進

本町に対しリサイクル活動登録申請を行った団体が主体となって行うリサイクル活動に対する奨励金交付により、容器包装廃棄物の排出の抑制を図るとともに、資源の保護、再生利用を推進します。

### ○資源ごみ回収事業の充実、発展

リサイクル用収納ボックスの活用に向け、住民への一層の周知・意識の向上を図ることで適正な活用を推進します。特に資源ごみは、適切なものが適正な状態でリサイクル用収納ボックス内に持ち込まれないと有用に再利用できなくなるため、リサイクル用収納ボックスの正しい利用方法等について、啓発活動の充実を図ります。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町が有する収集機材や住民の協力体制、また、ふくおか県央環境広域施設組合が有する再生施設の処理能力など総合的に勘案し、収集に係る分別の区分を下表のとおりとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	白色トレイ

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み**  
**(法第8条第2項第4号)**

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	43 t		43 t		43 t		42 t		42 t	
主としてアルミ製の容器	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
無色のガラス製容器	(合計) 23t (引渡量) 23t t									
茶色のガラス製容器	(合計) 34t (引渡量) 34t t		(合計) 34t (引渡量) 34t t		(合計) 34t (引渡量) 34t t		(合計) 34t (引渡量) 34t t		(合計) 33t (引渡量) 33t t	
その他のガラス製容器	(合計) 20t (引渡量) 20t t									
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) 紙パック	1t									
主として段ボール製の容器	40t		40t		40t		40t		39t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものペットボトル	(合計) 18t (引渡量) 18t t									
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 1t (引渡量) 1t t									
(うち白色トレー)	(合計) 1t (引渡量) 1t t									

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度（令和元年度～3年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績及び人口変動率もとに算定しました。

令和5年	令和6年	令和7年	令8年	令和9年
12, 572人 (対前年度比)	12, 472人 (対前年度比)	12, 373人 (対前年度比)	12, 275人 (対前年度比)	12, 177人 (対前年度比)
99.20%	99.20%	99.20%	99.20%	99.20%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、現在、各行政区や子ども会等によって進められている容器包装廃棄物回収を含めたリサイクル活動については、奨励金交付制度の下、引き続き当該団体が容器包装廃棄物分別収集を実施します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール缶	缶	委託業者による定期収集(1回／月)	ふくおか県央環境広域施設組合にて保管
アルミ缶			
ガラスびん	ガラスびん	集団回収	民間の業者へ搬入
段ボール			
紙パック	飲料用紙パック	委託業者による定期収集(1回／月)	飯塚市リサイクルプラザにて保管
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集(1回／月)	飯塚市リサイクルプラザにて選別処理・保管
白色トレイ	白色トレイ		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在、空きかん、空きびんについては、ふくおか県央環境広域施設組合の桂苑で、選別、圧縮・保管し、その先は廃棄物中間処理業者の(有)山東商事に業務委託をしています。

段ボール、紙パック、ペットボトル、白色トレイについては、地域に設置したリサイクル用収納ボックスで一時保管し、そこからふくおか県央環境広域施設組合の飯塚市リサイクルプラザへ搬出し、そこで保管されます。

分別収集の用に供する施設整備計画は下表のとおりとします。

容器包装廃棄物 の 種 類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理等
スチール缶	缶	指定袋	パッカー車	廃棄物中間処理業者との(有)山東商事に業務委託し選別、圧縮・処理保管
アルミ缶				
ガラスびん	ガラスびん			
段ボール	段 ボ ー ル	十字に縛った後、リサイクル用収納ボックスへ	トラック	飯塚市リサイクルプラザにて保管(飯塚市)
紙 パ ッ ク	飲料用紙製パック	洗浄・乾燥して、切り開いた後、リサイクル用収納ボックスへ		
ペットボトル	ペ ッ ト ボ ト ル	洗浄・乾燥して、ふたとラベルを外し、リサイクル用収納ボックスへ	トラック	飯塚市リサイクルプラザにて保管(飯塚市)
白色トレイ	白 色 ト レイ	洗浄・乾燥して、リサイクル用収納ボックスへ		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

本計画の実施に当たり、次の取り組みを進めます。

(1)リサイクル活動団体の促進

各行政区内の子ども会や婦人会等の集団回収を促進のため、引き続き資源回収に対する支援を行っていきます。

(2)3R研修会等の啓発

各行政区の区長から構成される桂川町地区衛生組合連合会の評議員を対象に、3R研修会を実施することで、地域の実情に応じた環境推進体制の充実を図ります。

(3)自主回収等の推進

各地域に設置されたリサイクル用収納ボックスを活用し、多くの住民が資源化に参画できるように推進します。